

ウルトラ防犯パトロール隊員を募集しています

～地域のために活動してみませんか～

ウルトラ防犯パトロール隊は、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、地域住民の皆さんの自主的なボランティア活動として現在、700名を超える隊員が地域の巡回、子供の登下校の見守りを行っています。

パトロール隊の帽子・ベストを着用することで、犯罪抑止に効果があります。活動に協力していただける方は、ご連絡ください。

問合せ 防災地域支援課 防災安全担当 ☎ 351、352

優良運転者を表彰します

対象 交通安全協会員で次の期間無事故・無違反の方（ただし、過去に同種の表彰や上位の表彰を受賞した方は除く）。

- ①一般ドライバーで5～50年間（5年単位）
- ②職業ドライバーで3年以上（運転経歴5年以上）

申請 交通安全協会会員証（コピー可）を提示し、「表彰上申書」と「無事故・無違反証明書」を提出

受付 9月30日（水）まで *土・日・祝日を除く。

その他 「無事故・無違反証明書」は、自動車安全運転センターに申請（交付手数料670円と郵便振込手数料が必要）してください。申請用紙は、小川警察署・交番・駐在所にあります。発行までに15日以上かかる場合もありますのでご注意ください。また、職業ドライバーの方は、事業所が発行する「運転業務経歴証明書」も必要です。

※表彰式を11月28日（土）に開催します。

申込み・問合せ 小川地方交通安全協会（小川警察署内） ☎ 72-1919
防災地域支援課 防災安全担当 ☎ 352

学校等閉庁日について（町内小中学校・教育相談室・広域適応指導教室）

町内小・中学校で、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の取組を推進するため、今夏8月中に下記のとおり学校閉庁日を設けます。

学校閉庁日には、学校職員は原則、学校で勤務を行いません。保護者・地域の方などからのお問合せ等には、学校職員に代わって教育委員会職員が電話転送等により対応します。ご理解のほどよろしく申し上げます。

学校閉庁日 8月11日（火）～14日（金）

*転出入の手続や学校への相談、問合せ等は、可能な限りこの期間外にお願いします。なお、緊急に対応する必要がある事については、教育委員会から学校職員に連絡します。

教育相談室・広域適応指導教室の閉庁

学校閉庁日には、教育相談室・広域適応指導教室も閉庁します。急なご相談は、学校教育課までお願いします。

問合せ 学校教育課 ☎ 274、275

生涯学習推進町民協議会委員を募集します

町では、生涯学習推進計画をもとに、町民のいきいきとした学習・文化活動を支援し、生涯学習まちづくりを推進するために生涯学習推進町民協議会を設置しています。今回、委員の任期満了に伴い、次のとおり協議会の委員を募集します。

対象 ①生涯学習活動（ボランティア活動や地域活動等）を実践している、または経験のある小川町在住の方で、会議に出席できる方
②応募日現在、本町の他の審議会等の公募委員となっていない方
③過去にこの委員を経験していない方

募集人数 委員15名のうち5名

任期 2年（令和2年11月～令和4年10月）

応募方法 400字程度の応募動機（様式自由）に、氏名、年齢、性別、職業、住所、電話番号を明記し、8月31日（月）までに生涯学習課（役場3階）へ郵送もしくは持参にてご応募ください。

問合せ 生涯学習課 ☎ 291、292

取り壊した家屋は届出をお願いします

固定資産税（都市計画税）は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。そのため、令和2年中に取り壊された家屋は令和3年度から課税されなくなりますので、速やかに税務課資産税担当（役場1階）へ届出をお願いします。

また、令和2年中に家屋の新築、増築があった場合は、地方税法に基づき令和3年度の固定資産税（都市計画税）の課税対象となりますので、ご連絡をお願いします。

問合せ 税務課 資産税担当 ☎ 129、130

小川町空き家活用促進事業補助金【上限：40万円】

対象住宅 小川町空き家バンクに登録された戸建て住宅

対象者 対象住宅のリフォーム工事完了後5年以上、その住宅に定住することが確実な方

対象工事 補助決定後に町内業者による内外装のリフォーム工事等

補助額等 対象住宅のリフォーム工事の場合上限20万円補助（対象工事費の2分の1以内）

*申請者または対象地区の要件に合う場合は加算もあります：加算額最高20万円

*予算の範囲内で補助するため、申請者数によって補助できない場合があります。

問合せ 都市政策課 開発建築担当 ☎ 253、254



※詳しくはこちらのQRコードより

デマンドタクシーをご利用の方へのお願い

登録者証をお手元に準備してから電話を！

円滑な受付のため、オペレーターに次のことを伝えましょう。

登録者証をお手元に準備してから、電話をかけます。

最初に必ず「デマンドタクシー利用」と伝え、

- ①登録者証の番号 ②お名前 ③乗る場所（出発地）
- ④降りる場所（行き先）を伝えて、電話を切ります。



平日の午前中を中心に混雑しています

～混雑時を避けてのご利用にご協力願います～

運行時間の中で、平日の午前9時30分頃～午後1時頃は混雑しており、配車までお待ちいただくことがあります。また、オペレーターが1人～2人で電話の対応・配車の手配をしており、回線が混み合うと電話がつながりにくいことがあります。譲り合いの気持ちを持ってのデマンドタクシーご利用にご協力をお願いします。

※混雑時間帯は曜日や天候状況によって異なり、目安となります。

※フリーダイヤルがつながりにくい場合は、☎72-2015にかけてください。



障害者手帳をお持ちの方は、登録者証と一緒にご提示ください

デマンドタクシー利用料金は500円と変わりませんが、利用状況の把握及びデマンドタクシー事業の維持につながるため、手帳の提示にご協力をお願いします。

問合せ 都市政策課 都市政策担当 ☎ 251、252